

広告宣伝車に関する 屋外広告物許可申請に関して（お礼とお願い）

東京都屋外広告物条例を遵守した広告宣伝車の走行にご協力をいただき、ありがとうございます。



屋外広告物許可申請につきまして、以下の内容にご留意くださいますよう、よろしくお願ひします。

1 許可申請内容と異なる走行

申請内容より多い台数の走行や、許可期間外の走行が疑われるケースが発生しています。台数や許可期間に余裕を持たせるなど、走行実態が申請内容と異なる事がないよう、ご注意ください。

1 表示又は設置の場所	形態の上の通り						
2 表示内容	土地	建築物(屋上・壁面・突出)	その他	ネオン管(露出・彩色・その他)			
3 表示又は設置の形態	位置	その態	(広告宣伝車)	面積	点滅	その他	(内照式)
4 広告物の規模	縦(メートル) A	横(メートル) B	面積 C	合計面積(平方メートル) A×B×C	数量	単位	個
5 表示期間	令和6年4月30日から令和7年6月29日まで						

2 審査済デザインと異なる走行

デザイン審査や許可を受けた内容と異なるデザインによる走行、特に、(公社)東京屋外広告協会による審査基準や注意事項に抵触するケース (例：後部への検索窓表示の追加) が発生しています。ルールを遵守し、適正な走行をお願いします。



3 複数自治体を走行する都外ナンバー車※の許可申請先

※ 道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県、八王子市、町田市の区域

許可申請先は、広告を表示して最初に周回走行を行うルートのある区、又は、多摩建築指導事務所となります。ルート設定によっては、過去に提出した許可申請先と異なる場合もありますので、必ずご確認ください。

よろしくお願ひします

引続き、**屋外広告業の登録、デザイン審査の受検、屋外広告物許可の申請、電光表示装置等により映像を映し出す広告物の禁止**など、条例を遵守し、適正な走行に向けてご協力をお願いします。

